

資料 1

巡回ワゴンバス（仮称プチバス）の運行 について

1. 北部地域における地域交通の取組について
2. 巡回ワゴンバスの運行計画について
3. 巡回ワゴンバスにおける駐停車禁止場所からの適用除外手続について

1. 北部地域における地域交通の取組について

(1) 本日の協議事項について

- 巡回ワゴンバスの運行における本日の協議事項は以下の通りです。
- 本協議会では、巡回ワゴンバスの運行計画及び駐停車禁止場所からの適用除外に関する議事を諮ります。

■ 運賃協議会（5/27(水) 9:30～）の協議事項

< 協議事項①：運賃に関する事項 >

コミュニティバス等の交通機関の運賃については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者を対象とした協議を行います。

■ 本協議会の協議事項

< 協議事項①：巡回ワゴンバスの運行計画 >

国に対する道路運送法第21条の運行許可申請にあたり、巡回ワゴンバスの運行計画の協議・議決を行います。

< 協議事項②：巡回ワゴンバスの駐停車禁止場所からの適用除外 >

原則、既存バス停への駐停車は道路交通法第44条により禁止されていますが、市町村やバス事業者等との合意に基づき、公安委員会によって車両の駐停車禁止場所の適用除外が認められます。

巡回ワゴンバスは既存バス停との乗降場所の共用を予定しており、本協議会にて駐停車禁止場所の適用除外に関する協議・議決を行います。

1. 北部地域における地域交通の取組について

(2) これまでの取組経緯

- ミニバス北路線の減便に伴い、影響を受けた高齢者等の移動手段確保のため、2022年1月より巡回ワゴンバスにて実証実験を開始。
- その後、利用状況や地域の声を踏まえ、2023年12月よりデマンド型交通として運行。
- 地域の意見を踏まえ、2026年7月より巡回ワゴンバスの運行を開始する予定。

<実証実験①：巡回ワゴンバス>

ミニバスの減便を踏まえ、地域内の交通を補完する役割として路線型の交通を導入

- 成果：基本的な移動需要をカバー
- △課題：より細かいニーズ（目的地等）の対応が必要

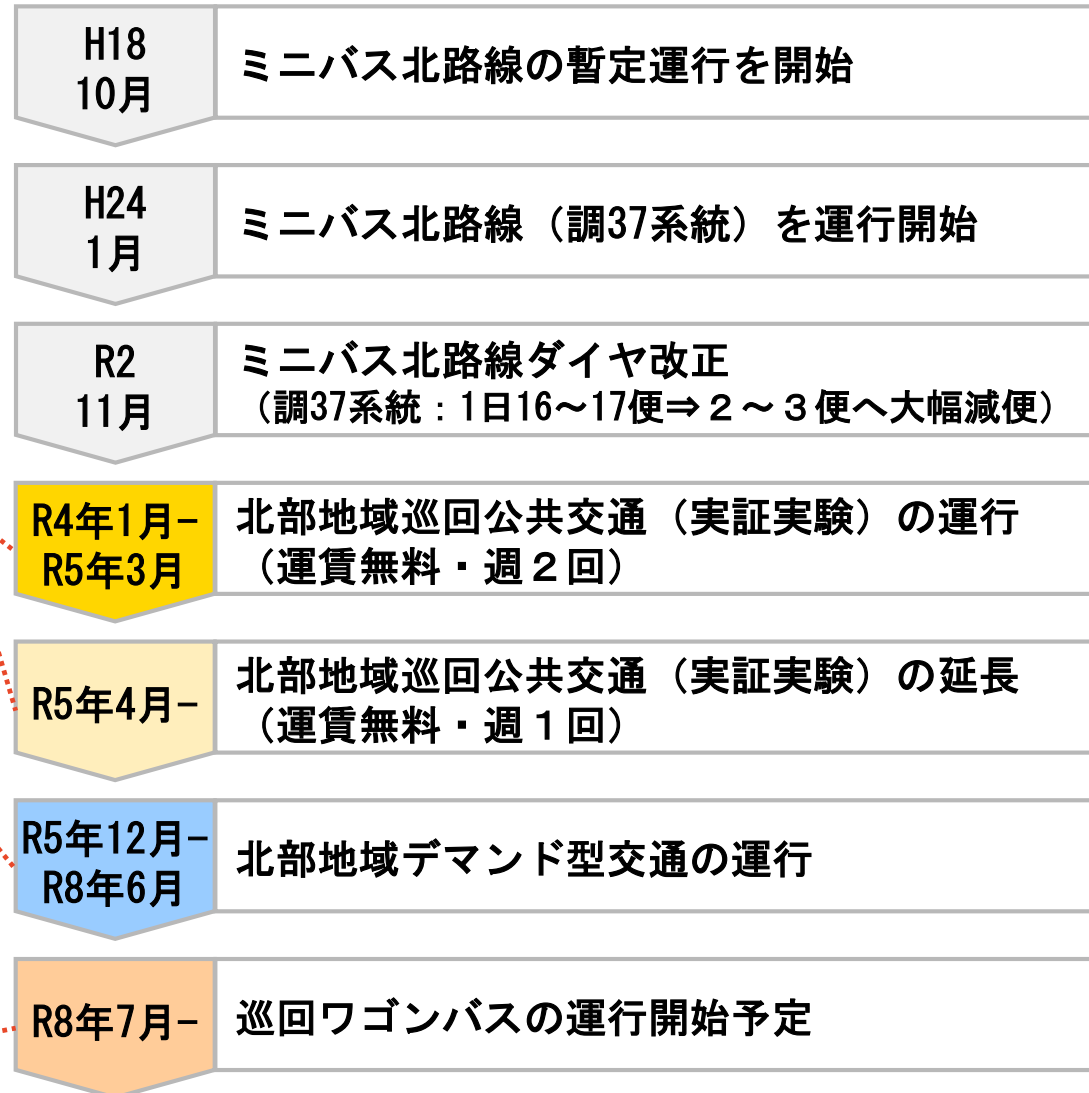
<実証実験②：デマンド型交通>

巡回ワゴンバスで拾いきれないニーズをカバーするため、ルートを固定しない予約型デマンド交通に変更

- 成果：広範な乗降場所の設置により詳細なニーズをカバー
- △課題：予約の手間の増加、市民の費用負担の増加

<巡回ワゴンバス>

予約の手間、一人当たりの負担コストを考慮し、北部地域では定時定路線型交通が適している、との地域意見を踏まえ、デマンド型交通で得られた情報を活かしつつ、巡回ワゴンバスを導入予定



1. 北部地域における地域内交通の取組内容

(3) 地域が抱える課題

課題① バス停勢圏外における高齢者、子ども等の移動手段の不足

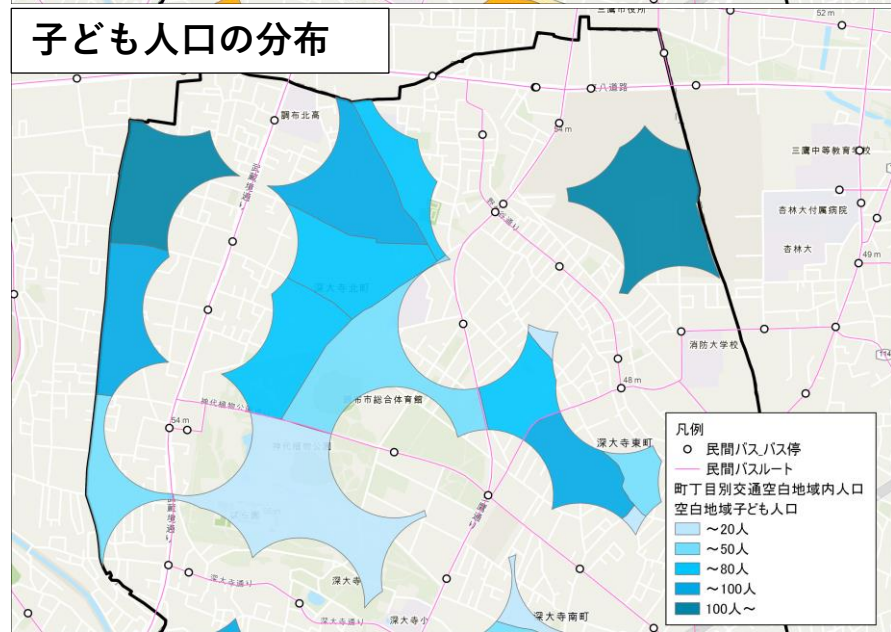
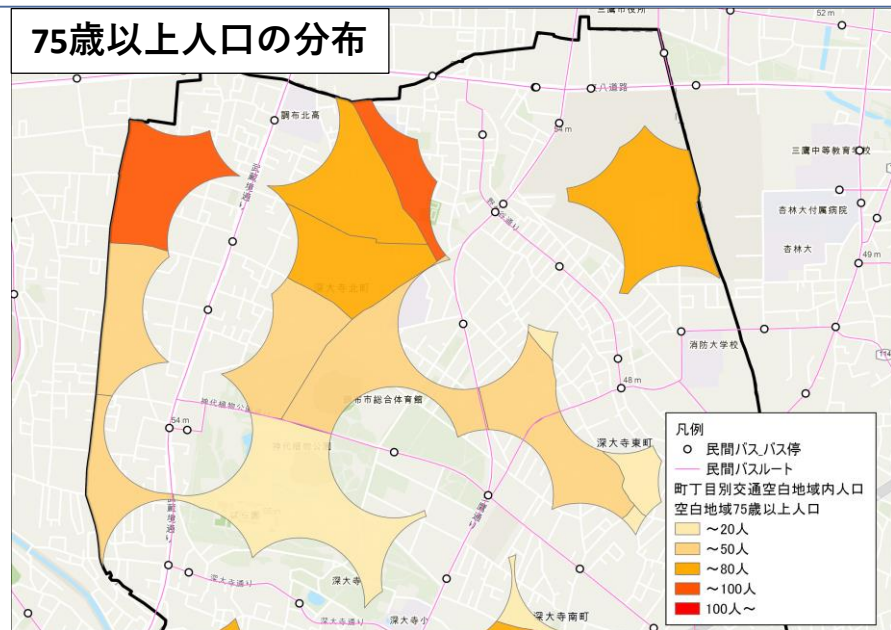
◎地域特性

- 右図は民間バス路線のバス停から200m以上離れたエリアに住居する75歳以上高齢者、子どもの人口分布を示しています。
- 北部地域では**公共交通を利用しにくい地域が広く分布**しており、高齢者や子育て世帯の居住がみられます。
- これらの地域を対象として、**既存バス路線を補完する地域内の交通手段の導入が必要**となります。

◎令和7年度交通行動調査結果

- 調布市では令和7年度に公共交通を利用しにくい地域にお住まいの高齢者、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。
- 公共交通手段や運行頻度の不足**に関する意見が多くみられたほか、高齢者では免許返納に伴う**将来の移動の不安**に関する意見もみられました。

出典：令和2年国勢調査、国土数値情報データ



1. 北部地域における地域内交通の取組内容

(3) 地域が抱える課題

課題② 地理的条件における通行車両の制約

◎道路幅員

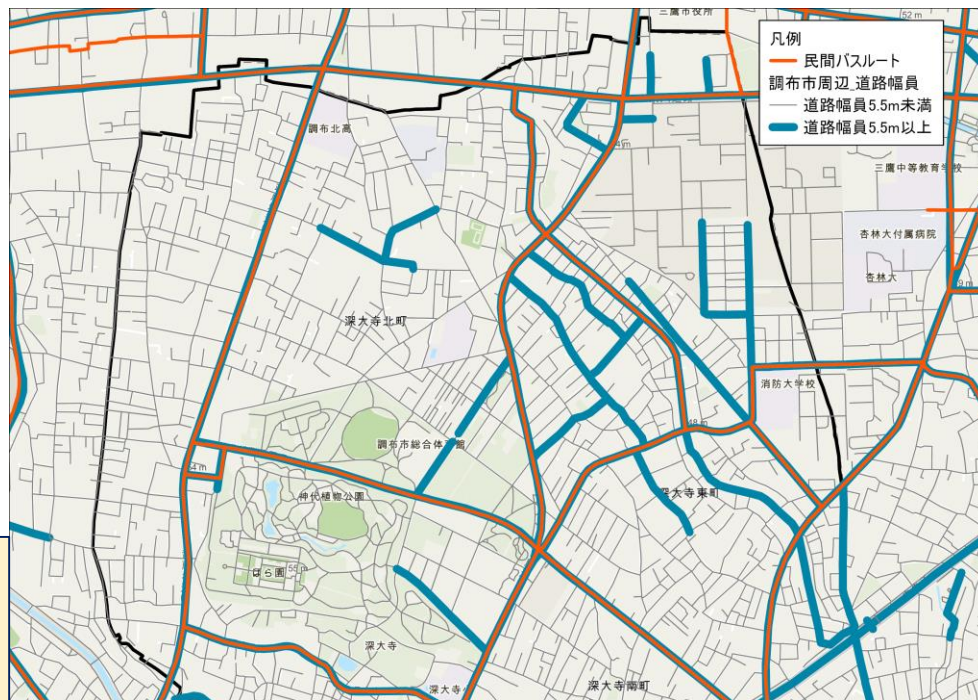
- 北部地域ではバス車両の通行・すれ違いが可能な道路幅員となっている区間は限られており、幅員が狭い区間では**大型・中型バス等の通行は困難**であるケースが多くなっています。



●課題①・②を踏まえた地域内交通の方向性

北部地域の移動特性、道路幅員等の地理的特性を踏まえ、**既存交通や主要拠点へのアクセス性を確保する地域内交通の導入**が必要となります。

北部地域の道路幅員とバスルート



出典：国土数値情報データ

1. 北部地域における地域内交通の取組内容

(3) 地域が抱える課題

課題③ 地域内交通の持続性と移動ニーズへの対応

◎これまでの地域内交通の取組

- 北部地域では、既存交通や主要拠点へのアクセス性の向上を目的として巡回ワゴンバス、デマンド型交通の実証運行を行ってきました。
- 巡回ワゴンバス（～令和5年12月）は**地域内を循環する定時定路線型のバス路線**として、主要拠点をカバーしてきました。一方で運行形態の性質上、**利用者の細かな移動ニーズまでカバーすることは難しい**ことが課題となっていました。
- これを踏まえてデマンド型交通（～令和8年6月予定）に切り替え、**利用ニーズの高い施設を中心に乗降場所を設置し、より多くの移動ニーズに対応**してきました。しかし、**予約の手間の発生や市民の費用負担の増加などにより、地域内交通として持続的に運行することは難しい**移動手段であることから、これに替わる移動手段の導入が必要となっていました。

巡回ワゴンバス



デマンド型交通



●課題③を踏まえた地域内交通の方向性

予約不要の定時定路線運行を軸とし、これまでの実証実験から明らかになった**利用者の移動特性を踏まえた交通体系の導入**が必要となります。

1. 北部地域における地域交通の取組について

(4) これまでの地域内交通の検討

- 令和7年度では、地域部会の開催、市民参加（オープンハウス）を開催する中で、関係者を意見交換を行いながら、地域の移動ニーズ及び地域内交通の今後の方向性について検討を進めてきました。
- 令和8年度においても地域内交通の実証運行を継続しつつ、地域住民の意見を取り入れながらより良い交通体系の実現を目指していきます。

■令和7年度の取組内容

第1回公共交通活性化協議会 地域部会（令和7年7月28日）

北部地域における地域交通の取組を振り返り、北部地域における公共交通について、継続的な議論を進めていくことを確認

第2回公共交通活性化協議会 地域部会（令和7年8月20日）

現在のデマンド型交通の予約の手間の負担、市民の財政負担等の観点から、予約不要の定時定路線型の交通を導入することを確認

第3回公共交通活性化協議会 地域部会（令和7年9月30日）

北部地域の道路状況、移動実態を考慮した運行ルート案を協議

■令和8年度の取組内容

第1回公共交通活性化協議会 地域部会（令和8年4月13日・23日）

地域部会委員、運行予定事業者、交通管理者とともに運行ルートの試乗会を実施

■市民参加（オープンハウス）

次期地域内交通の導入にあたり、各地域でオープンハウスを実施し、市民意見を収集しました。

【10月開催】

実施日：令和7年10月25日(土)

【ふじみ交流プラザ、トップフレッシュマーケット深大寺店】

【11月開催】

実施日：令和7年11月13日(木)～15日(土)

【西調布駅、仙川駅、深大寺地域福祉センター、調布駅】



2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(1) 次期地域内交通に係る協議事項について

- 本協議会にて議事が承認された場合、国への運行許認可申請に必要な手続きが簡素化され、運行許可を受けるまでの期間が短縮されることから、令和8年7月からの巡回ワゴンバスへの移行が速やかに進む見込みとなります。
- これを踏まえて本日の協議会では、議決が必要となる運行計画案に関する内容を会議に諮ります。

(2) 次期巡回ワゴンバスの適用法令

- 巡回ワゴンバスでは、道路運送法第21条許可による運行を予定し、事業者所有の貸切車両※1で運行します。

※1 一般貸切旅客自動車運送事業（第4条）に該当する登録車両のこと

<道路運送法>

■第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

- バス（タクシー）事業者が主体となり、不特定の利用者を対象に運送を行う
- 適用例：予約に応じて運行ルートや時刻を施定するデマンド型交通の運行
- 必要手続き：事業計画の策定、国の事業許可、地域公共交通会議での協議

■第21条（貸切バスや一般タクシー等による乗合運送）

- 貸切バスや一般タクシー等の事業者が特定の区域や期間に限り乗合運送を行う
- 適用例：特定地域、区間におけるコミュニティバスの運行
- 必要手続き：国の事業許可、地域公共交通会議での協議

第21条許可による運行を予定

2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(3) 運行計画について

- 巡回ワゴンバスは以下の通り令和8年7月からの運行計画を定めます。

区分		概要
協議内容		巡回ワゴンバスの運行計画について
導入理由		北部地域における地域内移動の交通手段の確保、既存バス停への乗り入れによる市内外の主要拠点へのアクセス性の確保
運行事業者		武州交通興業株式会社（※調布市との運行協定に基づく運行）
運行計画	事業形態	道路運送法第21条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業(緑ナンバー)
	運行形態	巡回ワゴンバス北ルート（定時定路線型の乗合バス）
	運行期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
	運行系統	2系統 ①巡回ルート（ランチ調布→meedo経由→ランチ調布） ②杏林大学病院行き（meedo→ランチ調布→杏林大学病院）
	停留所	①19か所 ②20か所
	運行日	月～金（土日祝、年末年始を除く）
	運行便数/頻度	8便/1時間に1便程度
	使用車両	キャラバン（ニッサン 3BF-DS4E26） 一般貸切旅客自動車運送事業として登録を受けた車両
	定員	14人（乗務員を含む）
	運賃	大人：200円 小児：100円 障害者・介助者：100円 高齢者（70歳以上の調布市民）：100円 （※5/27(水)運賃協議会での承認を予定）

2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

番号	バス停留所名	住所	番号	バス停留所名	住所
1	ランチ調布	調布市深大寺東町7-47	11	深大寺東町六丁目(調布方面)	調布市深大寺東町6-25
2	都営深大寺住宅	調布市深大寺東町8-24	12	日本消防検定協会前(調布方面)	調布市深大寺東町4-35
3	吉野東	三鷹市野崎1-14	13	深大寺市営住宅(調布方面)	調布市深大寺東町3-16
4	花水木・吉祥寺病院前	調布市深大寺北町4-17	14	meedo	調布市深大寺東町2-9
5	市立図書館深大寺分館	調布市深大寺北町5-8	15	深大寺市営住宅(三鷹方面)	調布市深大寺東町2-23
6	山野	調布市深大寺北町3-21	16	日本消防検定協会前(三鷹方面)	調布市深大寺東町4-32
7	深大寺北町	調布市深大寺北町1-20	17	深大寺東町六丁目(三鷹方面)	調布市深大寺東町6-17
8	神代植物公園前	調布市深大寺北町1-4	18	野ヶ谷ふれあいの家入口	調布市深大寺東町6-29
9	調布市総合体育館前	調布市深大寺北町2-5	19	航研前	調布市深大寺東町8-24
10	梅の湯	調布市深大寺東町6-9	20	杏林大学病院	三鷹市新川6-20

2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

② 都営深大寺住宅

- ミニバス北路線（京王バス）のバス停との共用を予定しています。
- 周辺に住む利用者が巡回ワゴンバスを利用できるようにバス停を設置する予定です。

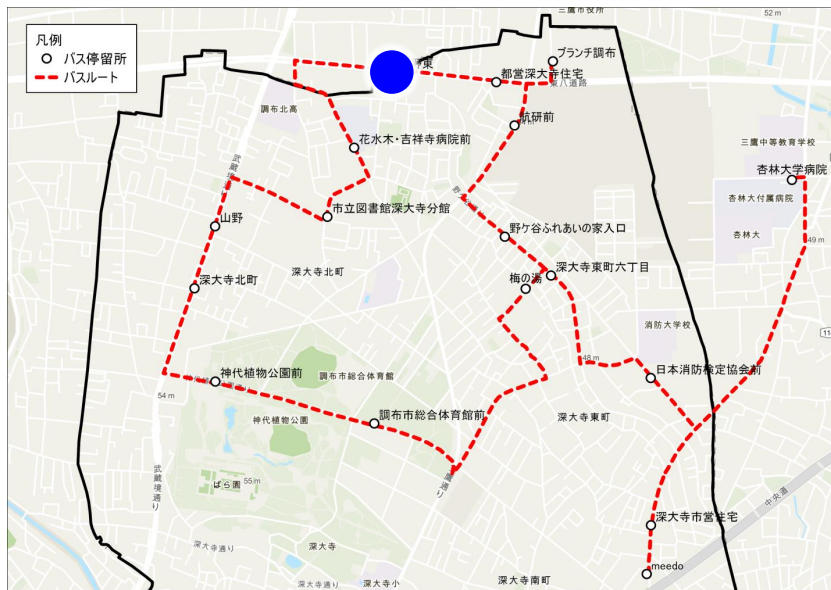


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

③吉野東

- 三鷹市域のバス停です
- 周辺に住む利用者が巡回ワゴンバスを利用できるようにバス停を設置する予定です。

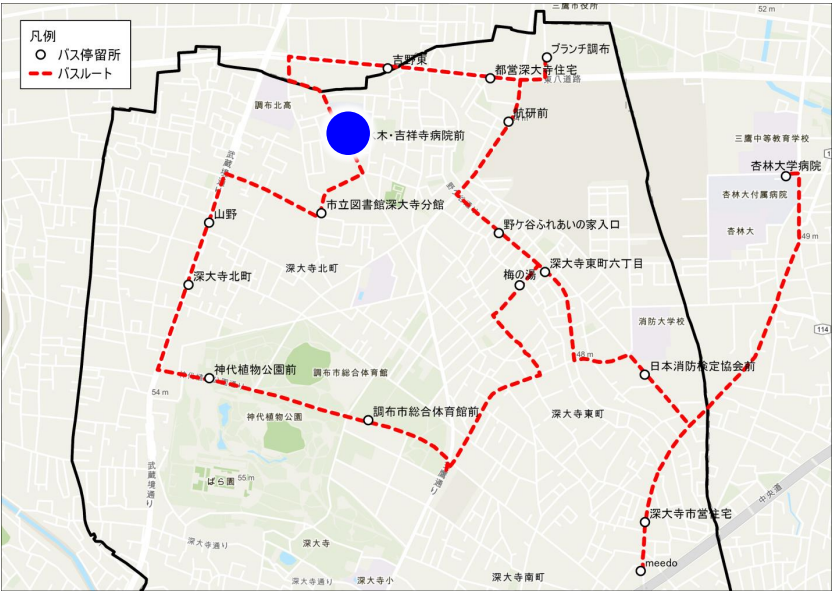


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

④花水木・吉祥寺病院前

- 「介護老人保健施設 花水木」近くへのバス停設置を予定しています。
- 福祉施設や病院へのアクセス性の向上を目的としています。

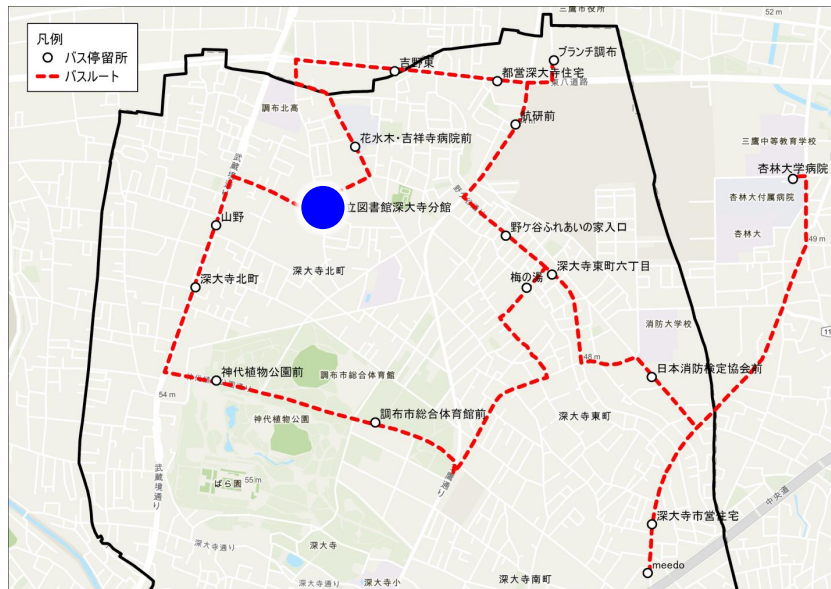


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑤市立図書館深大寺分館

- 利用ニーズの高い市立図書館深大寺分館周辺へのバス停設置を予定しています。
- 市立図書館深大寺分館といった公共施設や近隣の保育園等へのアクセス性の向上を目的としています。

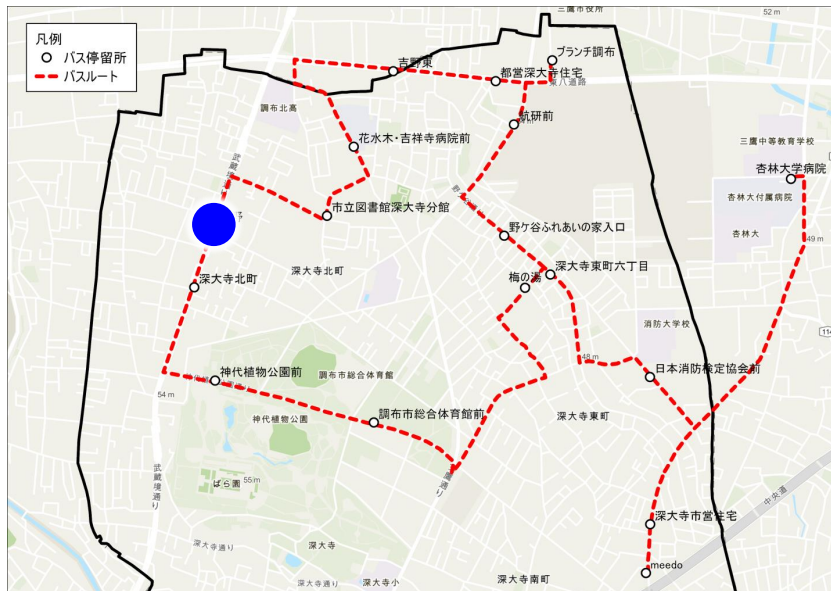


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑥山野

- 民間路線バス（小田急バス）のバス停との共用を予定しており、調布駅方面への乗り継ぎが可能となります。

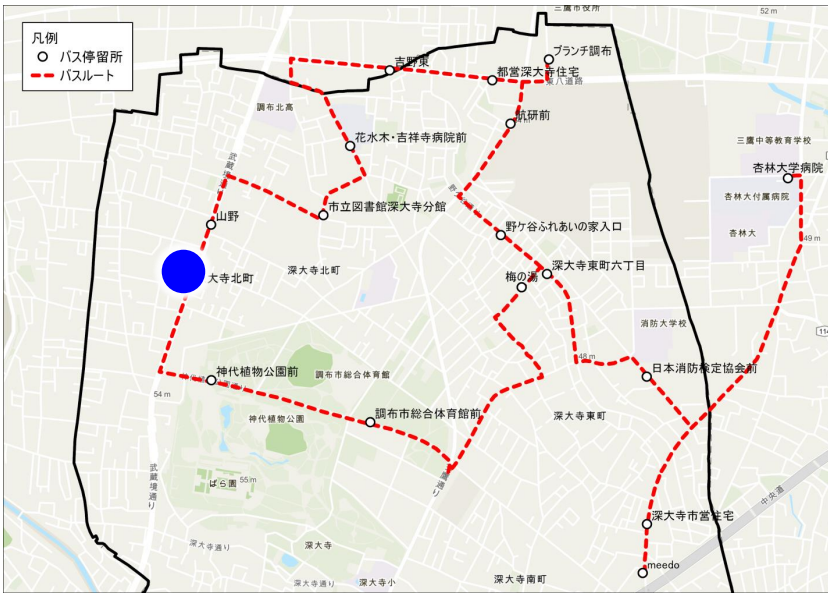


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑦ 深大寺北町

・ 民間路線バス（小田急バス）のバス停との共用を予定しており、調布駅方面への乗り継ぎが可能となります。

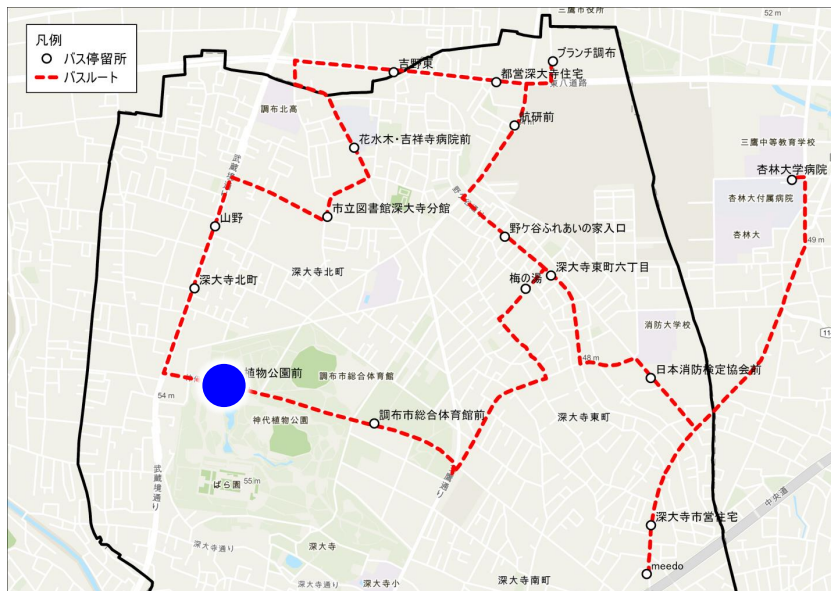


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑧ 神代植物公園前

- ・ 民間路線バス（小田急バス）のバス停との共用を予定しています。
- ・ 神代植物公園への最寄りバス停であり、施設へのアクセス性向上を目的としています。

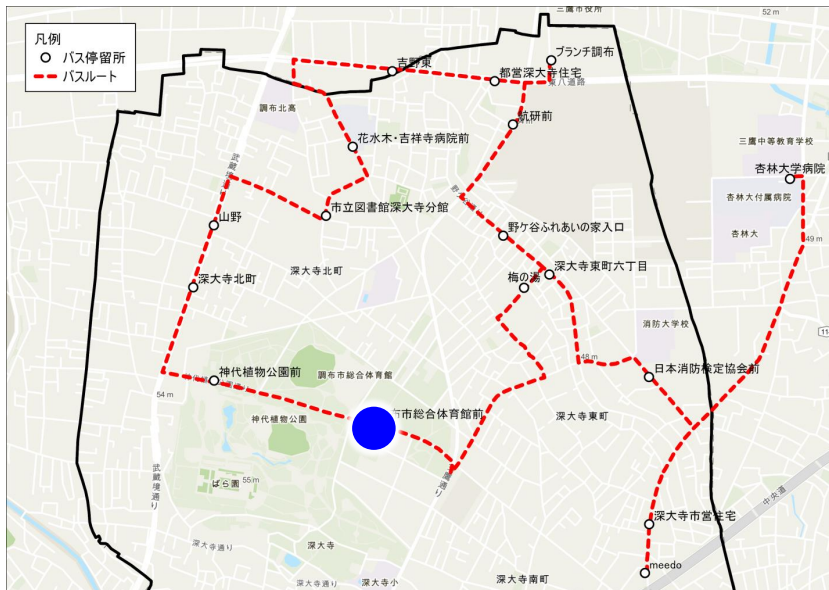


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑨ 調布市総合体育館前

- ・ 民間路線バス（小田急バス）のバス停との共用を予定しています。
- ・ 総合体育館への最寄りバス停であり、施設へのアクセシビリティ向上を目的としています。

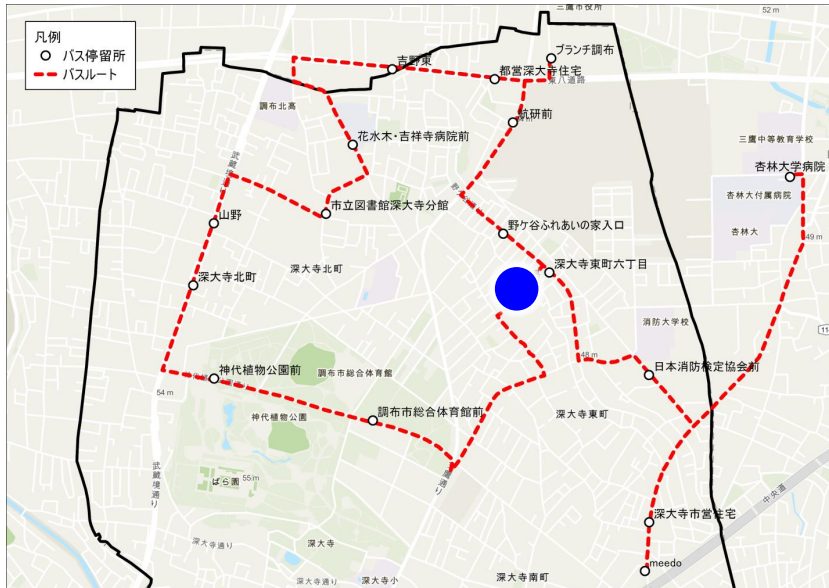


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑩梅の湯

- 移動ニーズの多いスーパーや公衆浴場の施設が立地する梅の湯前の設置を予定しています。
- 買い物施設や交流場所へのアクセス性向上を目的としています。

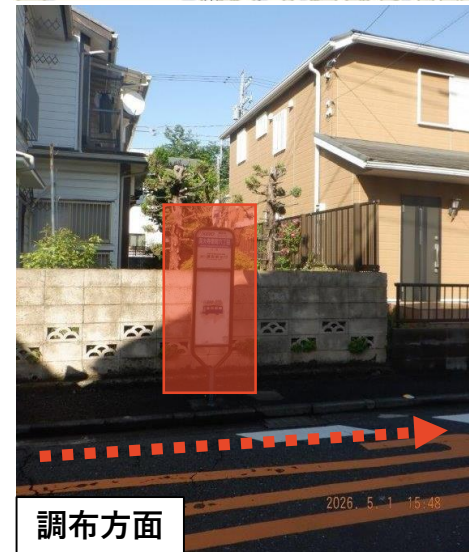
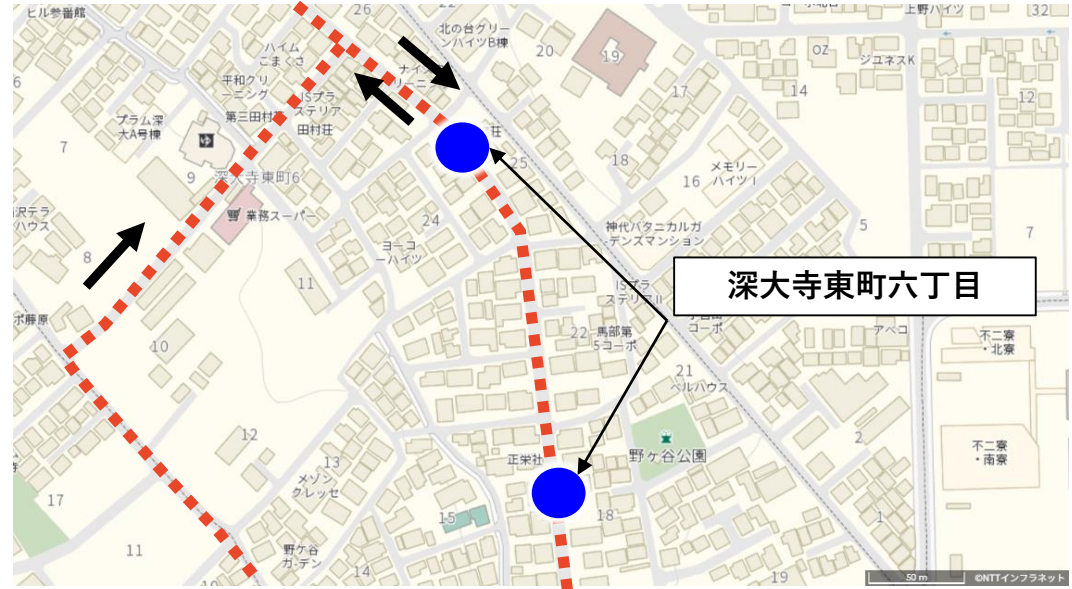


2. 巡回ワゴンバス（仮称プチバス）の運行について

(4) バス停留所

- ⑪ 深大寺東町六丁目（調布方面）
- ⑰ 深大寺東町六丁目（三鷹方面）

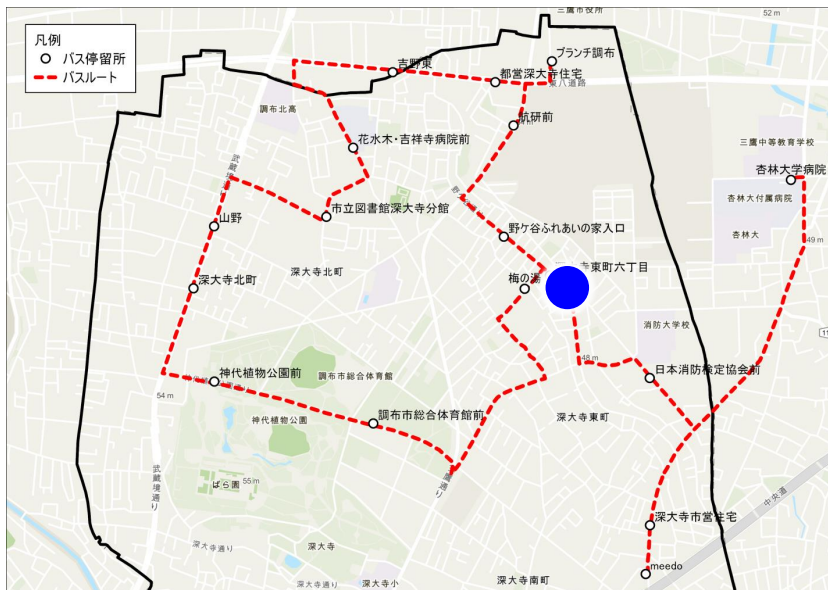
- ミニバス北路線（京王バス）のバス停との共用を予定しています。
- 周辺に住む利用者が巡回ワゴンバスを利用できるようにバス停を設置する予定です。



調布方面



三鷹方面

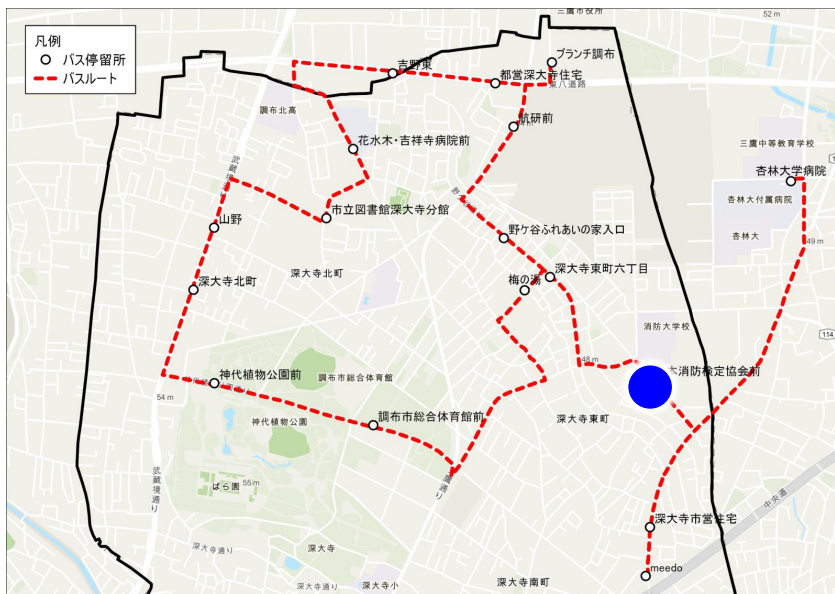
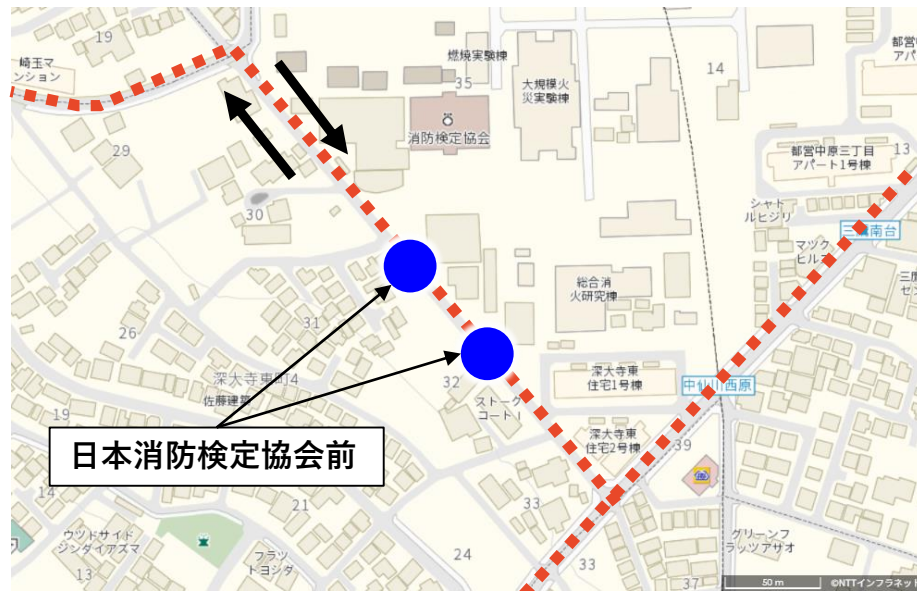


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

- ⑫日本消防検定協会前 (調布方面)
- ⑯日本消防検定協会前 (三鷹方面)

- ミニバス北路線 (京王バス) のバス停との共用を予定しています。
- 周辺に住む利用者が巡回ワゴンバスを利用できるようにバス停を設置する予定です。

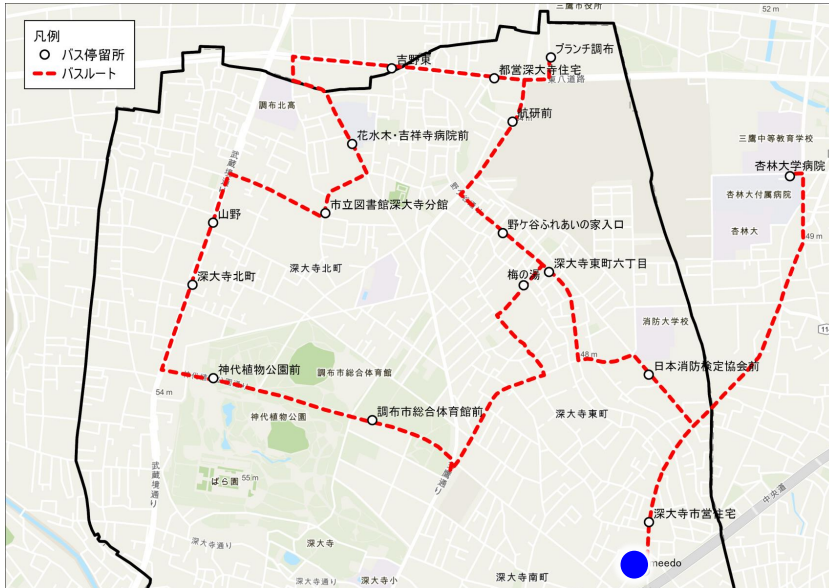
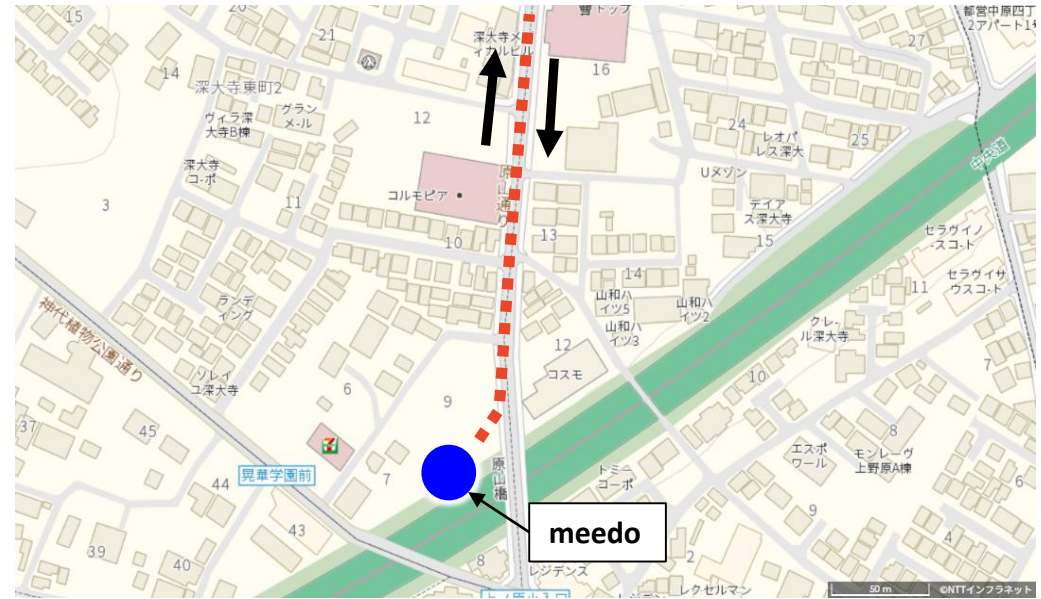


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑭meedo

- 小さな交通結節点としてバス待ち環境が整備されており、調布方面、杏林大学病院方面へのバス路線へ乗り継ぐことができるバス停です。
- 近年は飲食店などが開業しており、拠点自体が目的地にもなっています。

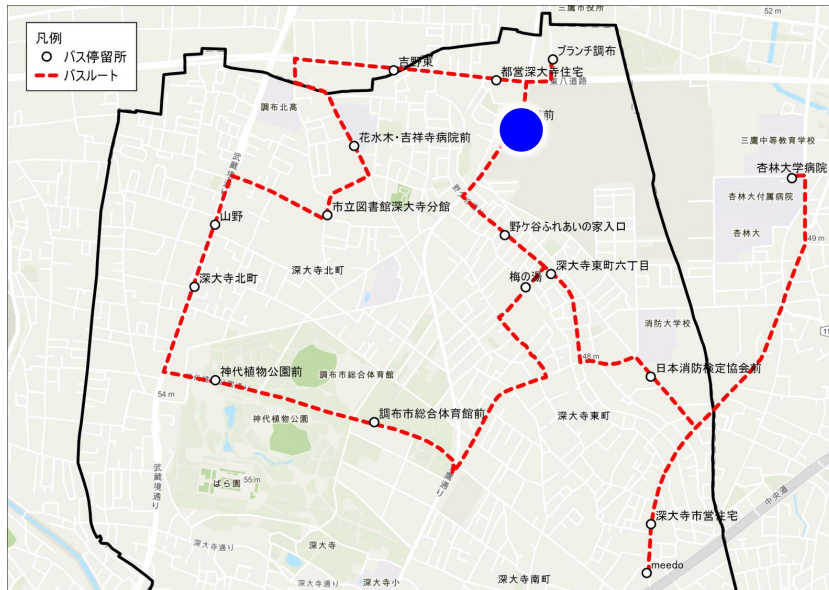


2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(4) バス停留所

⑱ 航研前

- 路線バス（小田急バス、京王バス）、ミニバス北路線（京王バス）のバス停との共用を予定しており、調布駅、三鷹駅方面への乗り継ぎが可能となります。



2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(5) 運行ルート（巡回ワゴンバス北ルート：巡回ルート）



2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(5) 運行ルート（巡回ワゴンバス北ルート：杏林大学病院行き）



2. 巡回ワゴンバス（仮称プチバス）の運行について

(6) 運行ダイヤ

■前提条件

- 本実証運行は、民間路線バスとの乗り継ぎ利便性を確保するため、既存バス停への乗り入れ（バス停の共用）を予定しています。その際、一般路線と重ならないダイヤを設定しています。
- 地域住民からの要望の多い杏林大学病院への朝時間帯の朝時間帯の乗り入れを行います。
- 運行本数は1時間に1本程度としています。

■運行ダイヤ

- 運行ダイヤは以下の通りです。

	①ランチ調布	②都営深大寺住宅	③吉野東	④花水木・吉祥寺病院前	⑤市立図書館深大寺分館	⑥山野	⑦深大寺北町	⑧神代植物公園前	⑨調布市総合体育館前	⑩梅の湯	⑪深大寺東町六丁目(調布方面)	⑫日本消防検定協会前(調布方面)	⑬深大寺市営住宅(調布方面)	⑭meedo	⑮深大寺市営住宅(三鷹方面)	⑯日本消防検定協会前(三鷹方面)	⑰深大寺東町六丁目(三鷹方面)	⑱野ヶ谷ふれあいの家入口	⑲航研前	⑳杏林大学病院
第1便	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:55	—
	8:00	8:01	8:02	8:06	8:08	8:11	8:12	8:17	8:18	8:25	8:26	8:28	→	→	→	→	→	→	→	8:34
第2便	9:00	9:01	9:02	9:06	9:08	9:11	9:12	9:17	9:18	9:25	9:26	9:28	9:31	9:32	9:33	9:34	9:35	9:36	9:38	—
第3便	10:00	10:01	10:02	10:06	10:08	10:11	10:12	10:17	10:18	10:25	10:26	10:28	10:31	10:32	10:33	10:34	10:35	10:36	10:38	—
第4便	12:05	12:06	12:07	12:11	12:13	12:16	12:17	12:22	12:23	12:30	12:31	12:33	12:37	12:38	12:39	12:40	12:41	12:42	12:44	—
第5便	12:55	12:56	12:57	13:01	13:03	13:06	13:07	13:12	13:13	13:20	13:21	13:23	13:27	13:28	13:29	13:30	13:31	13:32	13:34	—
第6便	13:55	13:56	13:57	14:01	14:03	14:06	14:07	14:12	14:13	14:20	14:21	14:23	14:27	14:28	14:29	14:30	14:31	14:32	14:34	—
第7便	14:50	14:51	14:52	14:56	14:58	15:01	15:02	15:07	15:08	15:16	15:17	15:19	15:23	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	15:30	—
第8便	16:30	16:31	16:32	16:36	16:38	16:41	16:42	16:47	16:48	16:55	16:56	16:58	17:02	17:03	17:04	17:05	17:06	17:07	17:09	—

※第1便はmeedo発→ランチ調布経由→杏林大学医学部附属病院止まりの運行となります。

※バス停共用箇所については、運行事業者の調整中につき、軽微な変更を行う可能性があります。

2. 巡回ワゴンバスの運行計画について

(7) 今後のスケジュール

- 令和8年7月の運行開始に向けて、国に対して道路運送法第21条における運行許可申請を行います。
- 将来的には、道路運送法第4条における運行許可での事業実施を目標としており、第2回調布市公共交通活性化協議会（9～11月開催）での協議を予定しています。

	運行形態	国の認可	市の対応	協議会
令和8年 5月27日 (本日)	デマンド型交通	道路運送法 第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド型交通の事業継続 ・ 次期巡回ワゴンバス運行開始（7月～）に向けた道路運送法の許可申請 	第1回 活性化協議会
～令和8年 6月末				—
令和8年 7月～11月	巡回ワゴンバス	道路運送法 第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回ワゴンバス運行開始 ・ 第4条への切り替え手続き 	第2回 活性化協議会 (秋頃開催)
令和8年 12月以降		道路運送法 第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条許可での運行開始を目指す 	—

(1) 法律の内容

- 道路交通法第44条の規定で、道路標識や道路標示により、駐停車が禁止されている道路の部分及び法定の禁止場所では、停車も駐車もしてはいけなくなっています。
- ただし、バス停付近は所定の手続きを経て、公安委員会が指定・公示した場合には例外的に駐停車をすることができますようになります。
- 巡回ワゴンバスについて、一部既存バス停で乗降を行う予定であることから、道路交通法第44条の適用除外に係る諸手続きを行ってまいります。

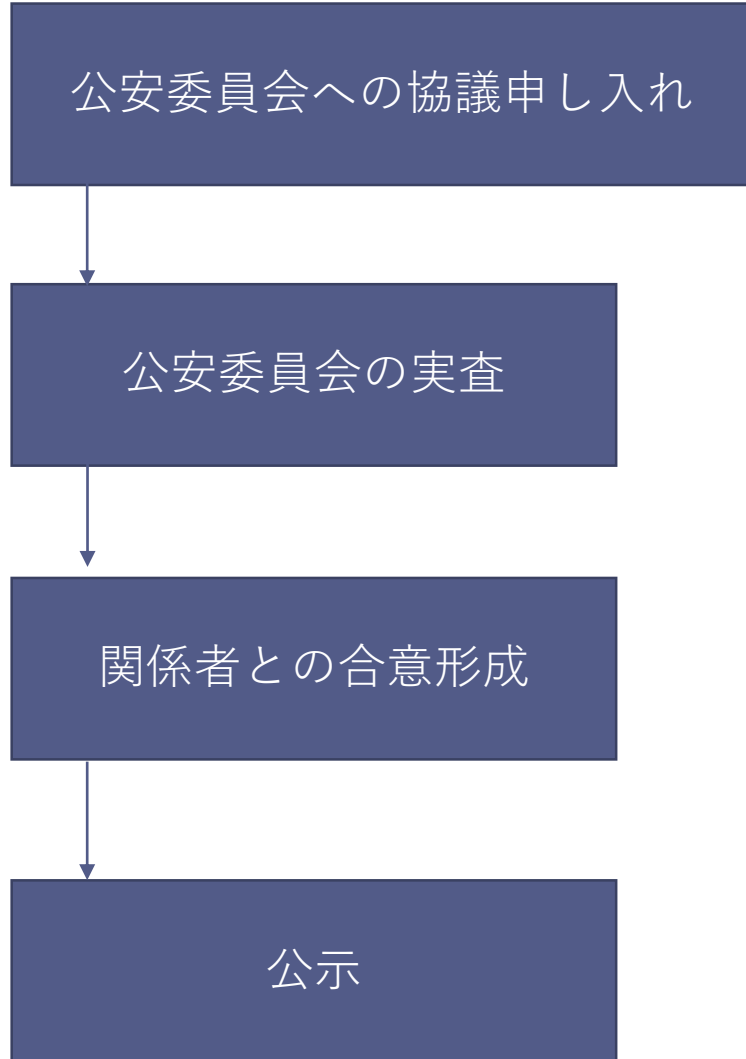
■参考：道路交通法

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

(2) 手続きの流れ



巡回ワゴンバスの停留所のうち、13か所について既存バス停と共用について協議申し入れを行いました。

既存バス停と共用する13か所について、調布警察署交通規制係員とともに、当該バス停の安全性や視認性、現在の運行ダイヤ等について現地で実査を実施しました。

本協議会にて運行計画を説明し、合意形成を図ります。

合意書等を公安委員会へ提出し、認められれば公安委員会により公示されます。

3. 巡回ワゴンバスにおける駐停車禁止場所からの適用除外手続について

(3) 関係者の合意形成

道路交通法施行規則第六条の三の三に規定する関係者	調布市における取扱い
トロリーバス又は路面電車を使用する者	武州交通興業株式会社
公安委員会	警視庁
都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）	調布市長
地方運輸局長	関東運輸局長
全各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者	小田急バス株式会社 京王バス株式会社 バス停留所が位置する場所の自治会長

■参考：道路交通法施行規則

（停車又は駐車に関係のある者による合意）

第六条の三の二 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下この条において同じ。）が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲を明らかにしてするものとする。

2 前項の書面には、当該旅客の運送の用に供する自動車による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

（停車又は駐車に関係のある者）

第六条の三の三 法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者
- 二 公安委員会
- 三 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 四 地方運輸局長
- 五 前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者

3. 巡回ワゴンバスにおける駐停車禁止場所からの適用除外手続について

(4) 提出内容

番号	バス停留所名	住所
1	深大寺市営住宅(三鷹市方面)	調布市深大寺東町2-23
2	深大寺市営住宅(調布市方面)	調布市深大寺東町3-16
3	日本消防検定協会前(三鷹市方面)	調布市深大寺東町4-32
4	日本消防検定協会前(調布市方面)	調布市深大寺東町4-35
5	深大寺東町六丁目(三鷹市方面)	調布市深大寺東町6-17
6	深大寺東町六丁目(調布市方面)	調布市深大寺東町6-25
7	野ヶ谷ふれあいの家入口	調布市深大寺東町6-29
8	航研前	調布市深大寺東町8-24
9	都営深大寺住宅	調布市深大寺東町8-24
10	山野	調布市深大寺北町3-21
11	深大寺北町	調布市深大寺北町1-20
12	神代植物公園前	調布市深大寺北町1-4
13	調布市総合体育館前	調布市深大寺北町2-5

3. 巡回ワゴンバスにおける駐停車禁止場所からの適用除外手続について

(4) 提出内容

